

多面的機能支払交付金

農業・農村は、洪水や土砂崩れの防止、自然環境の保全、良好な景観の形成などの「**多面的な機能**」を有しています。

多面的機能支払交付金は「多面的な機能」の維持・発揮を図るため、地域資源（農地・水路・農道等）の基礎的な保全活動、施設の軽微な補修、景観形成などの農村環境の保全活動、施設の長寿命化を図る活動といった「**地域の共同活動**」を支援するためのものです。

1 交付金の種類

(1) 農地維持支払交付金

【事業内容】草刈り(図1)、水路の泥上げ(図2)、農道の砂利補充など

【事業主体】農業者のみで構成された活動組織でも可能

(2) 資源向上支払交付金

農地維持支払交付金の交付を受けることが要件

①共同活動

【事業内容】水路・農道等施設の**軽微な補修**(図3)、**植栽等の景観形成活動**(図4)など

【事業主体】**農業者以外の地域住民**も活動組織の一員とすることが必要

②長寿命化活動

【事業内容】コンクリート水路の補修など**施設の長寿命化のための活動**

【事業主体】農業者のみで構成された活動組織でも可能

※工事1件あたり200万円未満が原則になります

交付金は、活動参加者の日当や必要な資材の購入、外注費などに活用できます



(図1)農地維持支払：草刈り



(図2)農地維持支払：泥上げ



(図3)資源向上支払：水路の補修



(図4)資源向上支払：植栽

2 交付単価

下表の交付単価×取組面積の金額が毎年交付されます。

国1/2、県1/4、市1/4を負担するため、**活動組織の負担はありません。**

	農地維持	資源向上支払			左記3つに取り組み 場合(※4)	
		共同活動(※1)	長寿命化(※2※3)			
田	3,000	2,400	4,400	(2,200)	9,200	(7,000)
畑	2,000	1,440	2,000	(1,000)	5,080	(4,080)
草地	250	240	400	(200)	830	(630)

(円/10a)

※1 5年以上継続地区(旧制度を含む)は75%単価。また、多面的機能の増進を図る活動(遊休農地の活用、直営施工など)に取り組みない場合は5/6単価。

※2 ()内はR4.6月時点の単価。国の予算状況に応じて交付するため、満額交付できない可能性があります。

※3 交付単価×取組面積の金額と保安全管理区域内の集落数×200万円の金額を比較して、いずれか小さい額が交付上限額となる。

※4 農地維持、共同活動、長寿命化を一緒に取り組む場合は、共同活動が75%単価となる。
(例) 田の場合：3,000円+2,400円×75%+4,400円=9,200円/10a

【交付金活用にかかる要件と注意点】

- ・活動組織(事業主体)を設立する必要があります。
- ・事業計画書を作成し、5年間活動を継続する必要があります。
- ・会計検査の対象となります。

【取組面積の対象となる農用地】

- ・農振区域内の農用地
 - ・農振区域と一体的に取組む必要がある農用地(水路の上流部など)
 - ・その他、多面的機能の発揮の観点から必要と認められる農用地
- ※耕作放棄地を含めることも可能だが、活動期間内に必ず解消すること。
⇒解消できなかった場合、交付金返還の可能性があるので、面積に含めるか精査してください
- ※活動中に取組面積内で耕作放棄地等が発生しないように毎年の保安全管理が必要です